



警察庁

National Police Agency

インターネット利用における 子供の性被害等の防止について

警察庁生活安全局人身安全・少年課

課長 阿波 拓洋



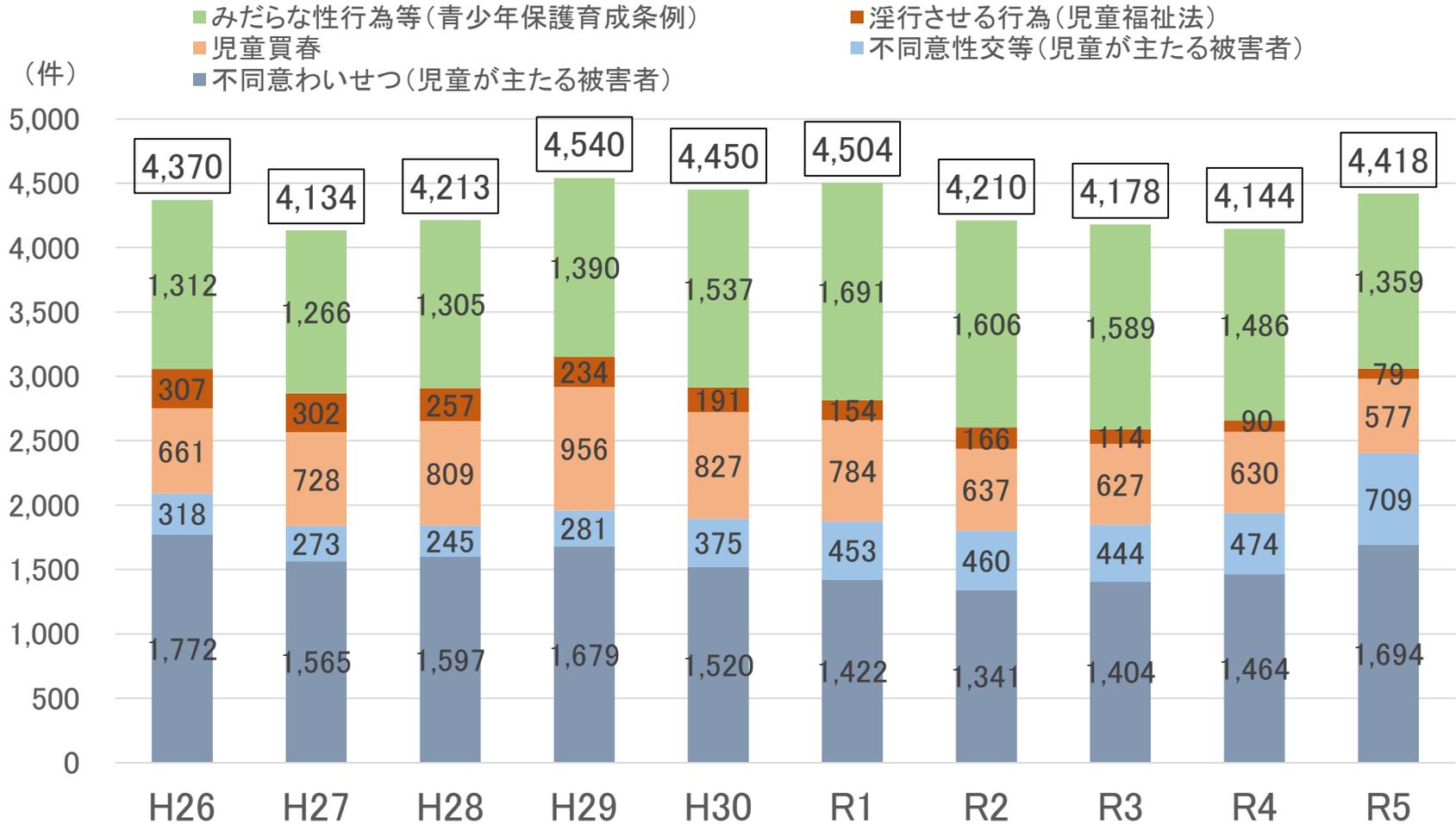
警察庁

National Police Agency

1. 統計（令和5年）

【児童買春事犯等】検挙件数の推移

※ 「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

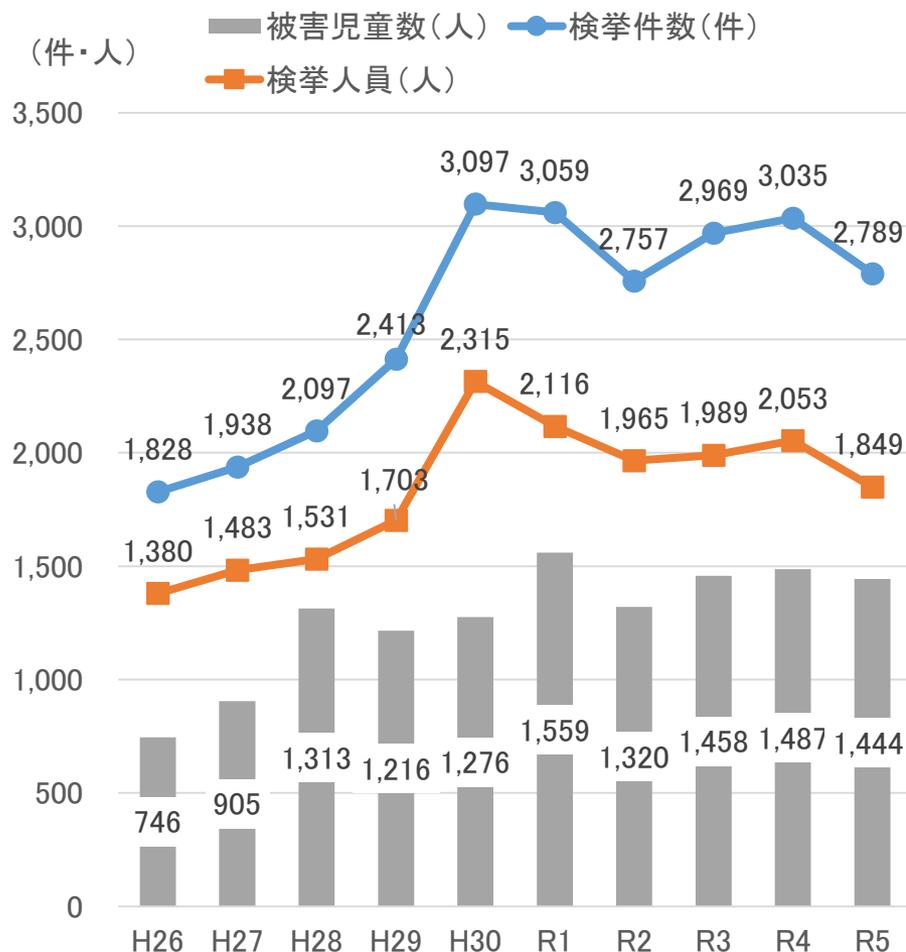


※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制的性交等及び強制的わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制的わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上している。

令和5年における検挙件数について、児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例)は前年から減少したが、不同意性交等及び不同意わいせつは前年から増加し、その結果、これらの検挙件数の合計は、前年から増加し、令和元年の水準に近づいた。

【児童ポルノ事犯】検挙件数・ 検挙人員・被害児童数の推移



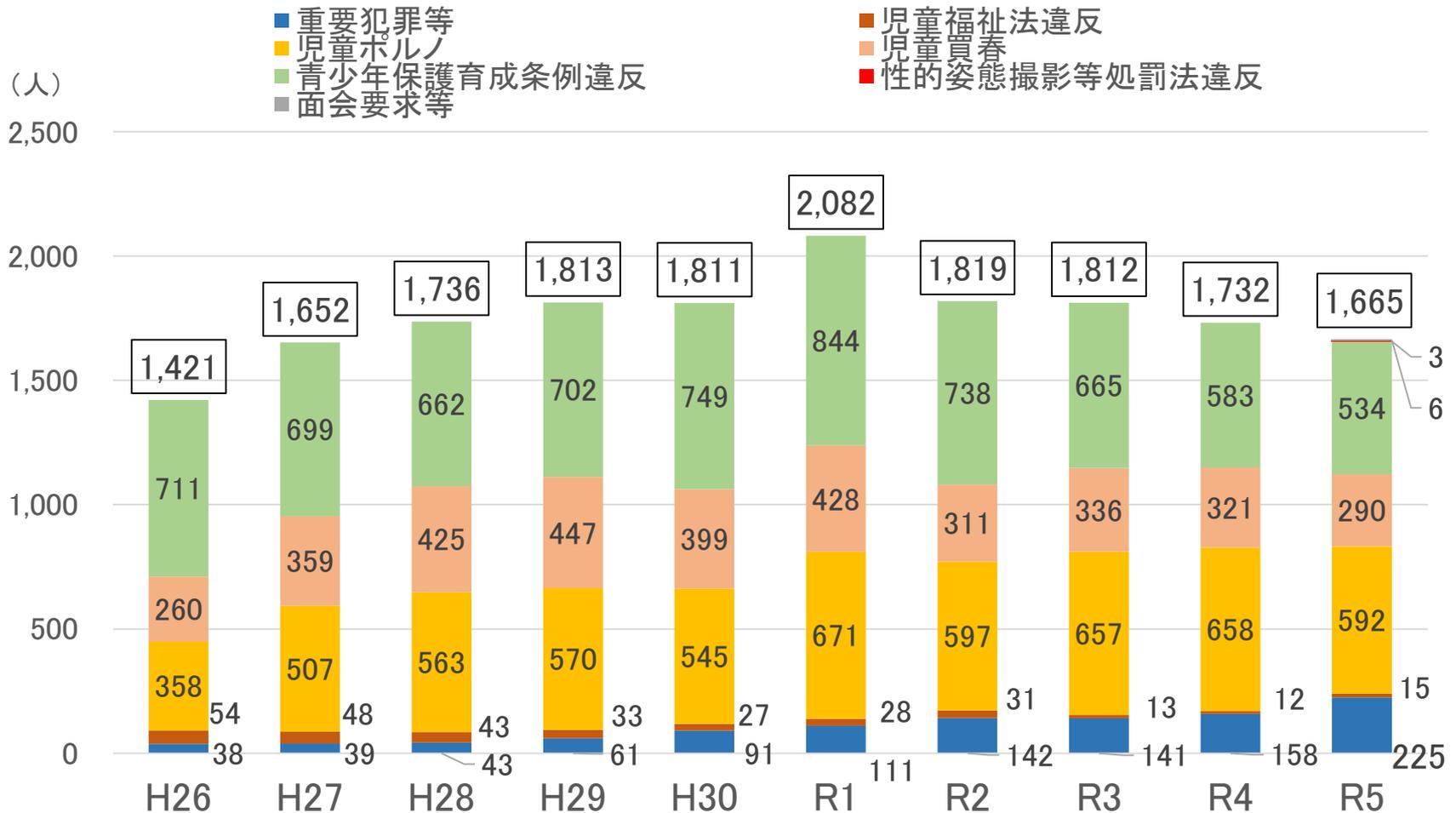
【改正刑法等】検挙件数・ 検挙人員・被害者数

罪名	検挙件数	検挙人員	被害者数
面会要求等	19	8	12
16歳未満の者に対するわいせつ目的の面会要求	7	3	4
16歳未満の者に対するわいせつ目的の面会	4	2	4
16歳未満の者に対する映像送信要求	8	3	4
性的姿態撮影等処罰法違反 (20歳未満の被害者に係るもの)	539	388	524
性的姿態等撮影	535	387	522
対象性的姿態等の撮影(ひそかに)	467	370	462
対象性的姿態等の撮影(不同意)	7	1	7
対象性的姿態等の撮影(誤信)	1	1	1
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	60	15	52
その他提供等	4	1	2

※ 本統計は、改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の一部が施行された令和5年7月13日以降のもの。

令和5年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はいずれも前年から減少したが、令和5年7月に施行された性的姿態撮影等処罰法に係る被害の発生がみられた。

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

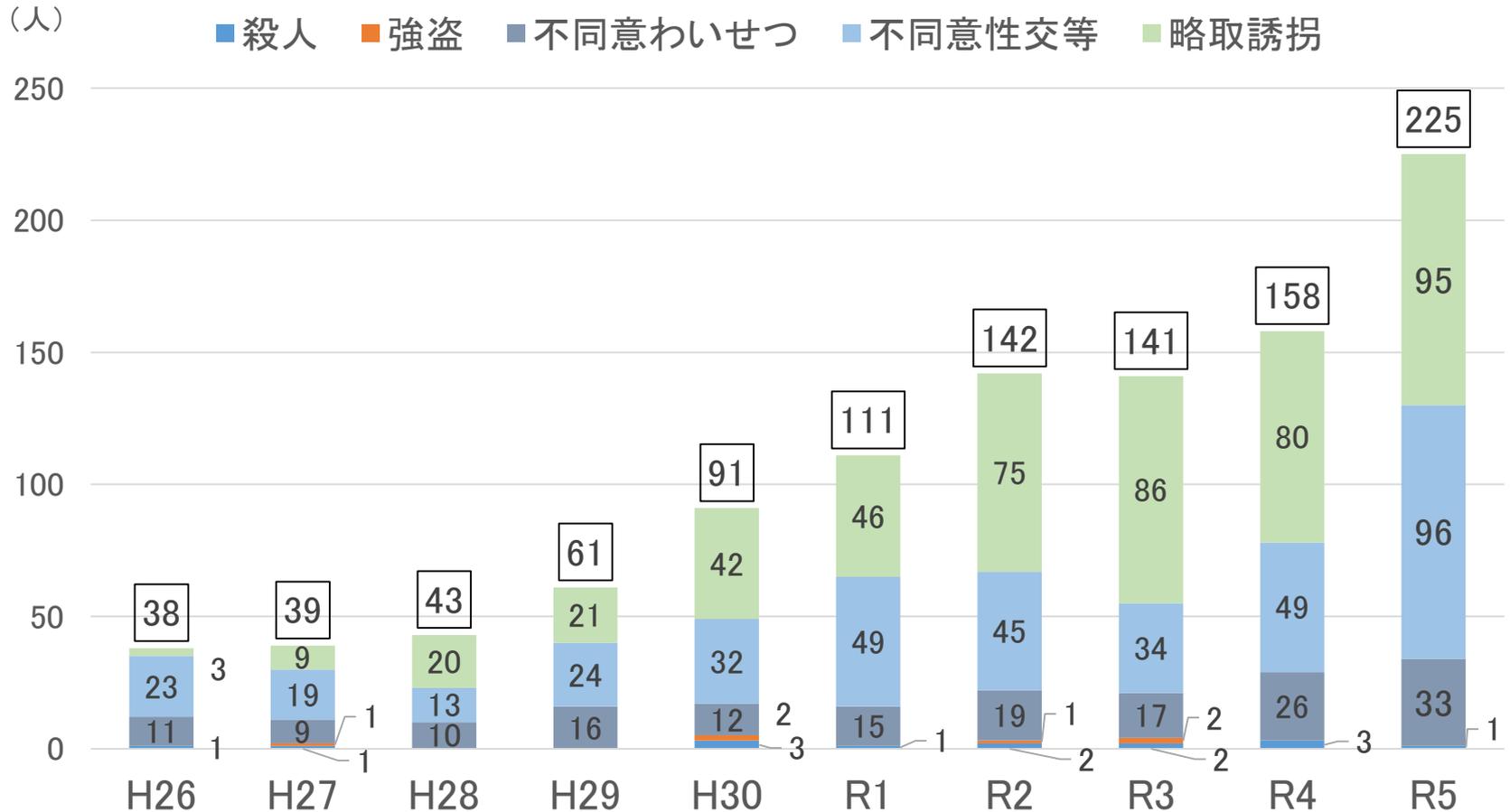
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から4年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移している。

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移

※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁



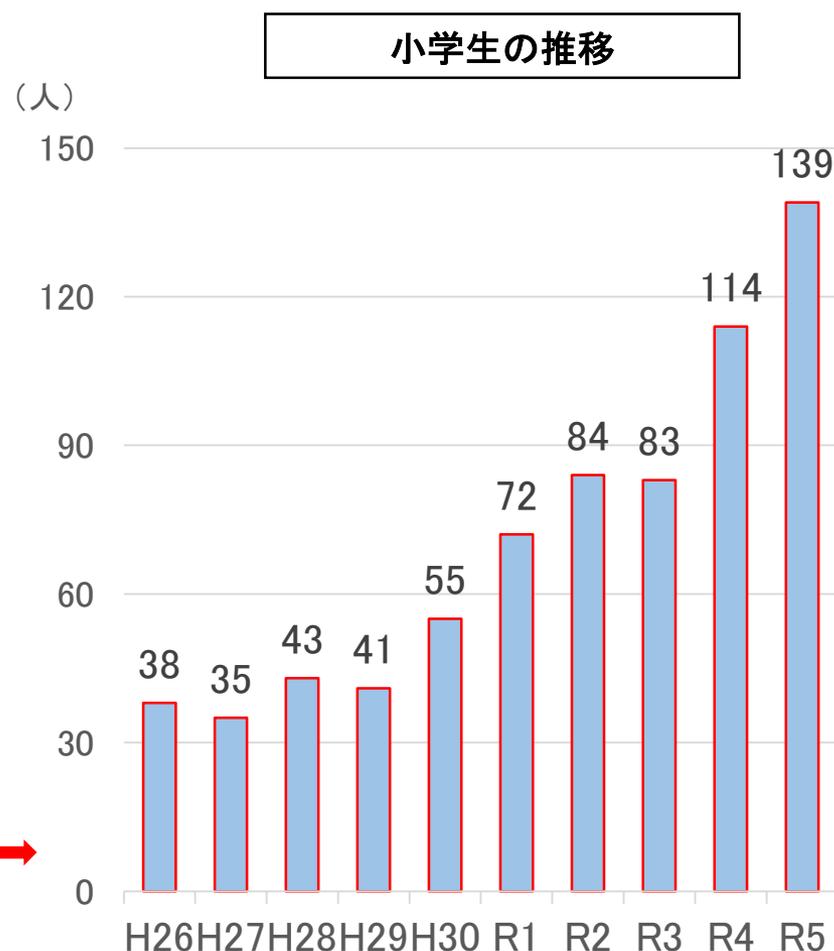
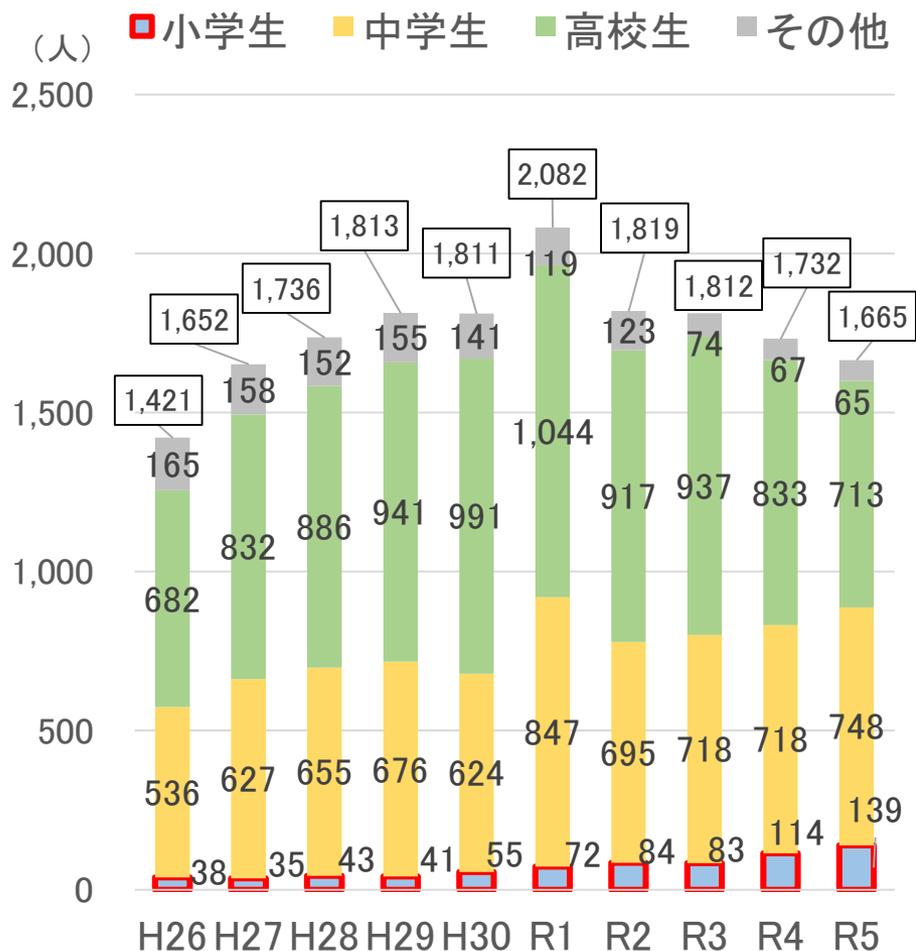
※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

SNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の令和5年における被害児童数は、主に不同意性交等の増加により前年から大幅に増加した。

【SNSに起因する事犯】学職別の被害児童数の推移

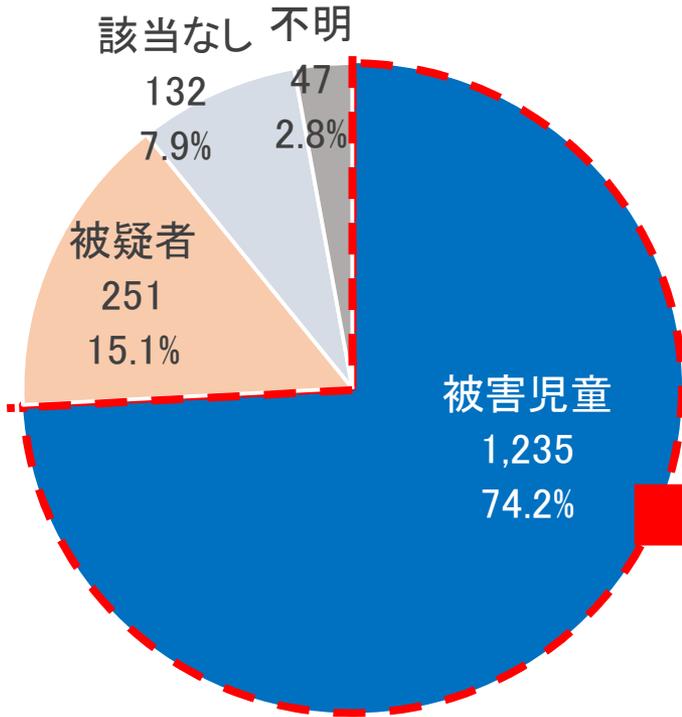


※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

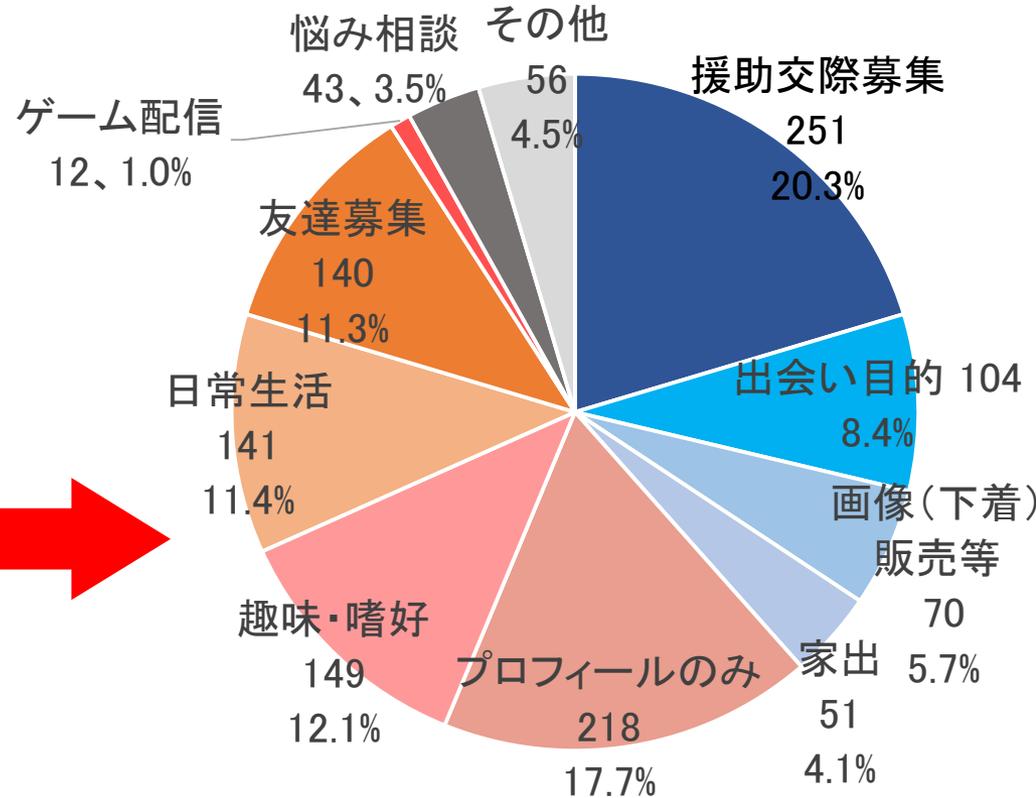
SNSに起因する事犯の令和5年における小学生の被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上に増加した。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,235人)の投稿内容の内訳



※ 「該当なし」とは、ランダム通話等の場合をいう。

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和5年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約4分の3を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」、「ゲーム配信」で半数以上を占めた。



警察庁

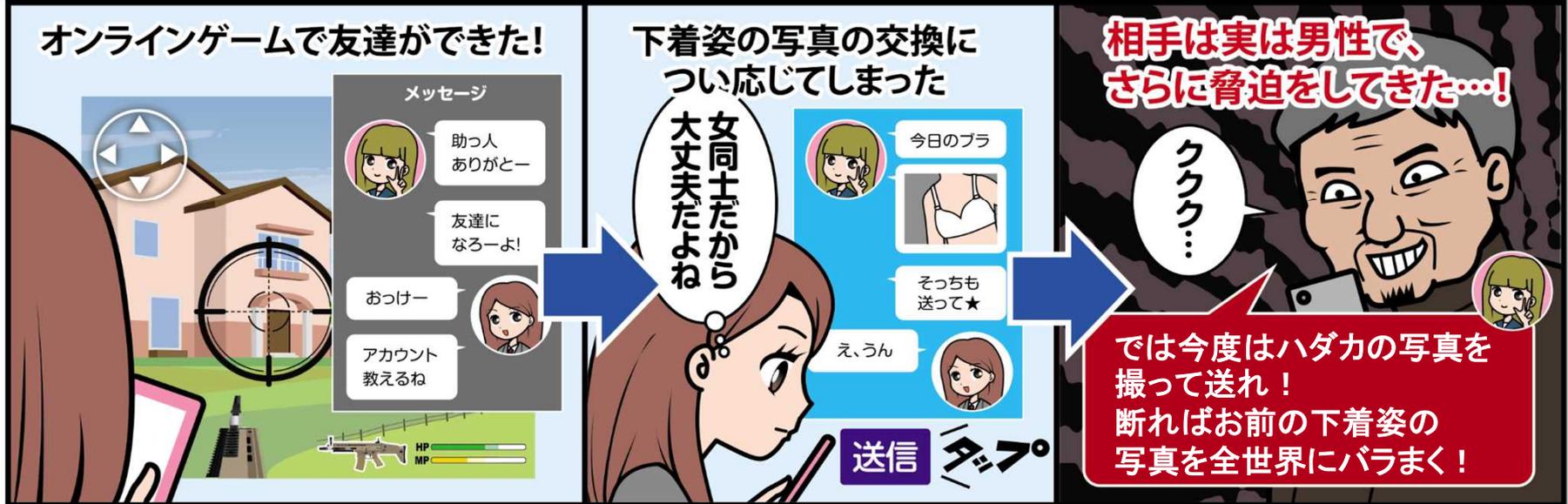
National Police Agency

2. 被害実態

SNSに起因する事犯の手口

CASE
1

オンラインゲームで仲良くなった人がまさか……

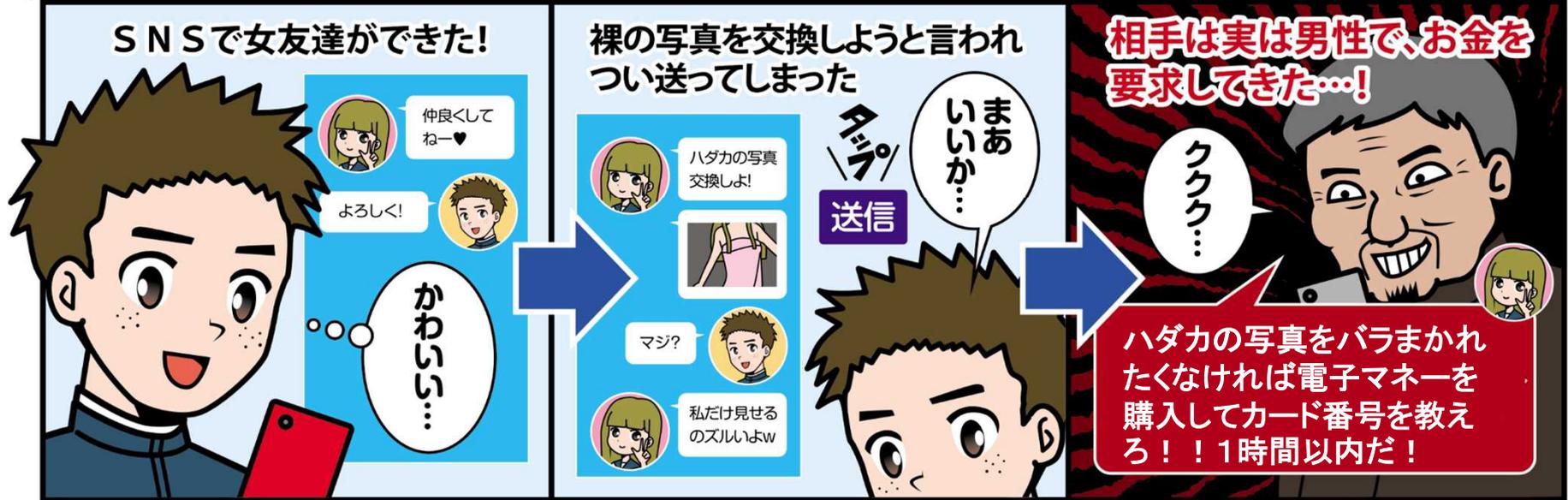


- インターネットで知り合った相手に性的な画像を送らせ、「拡散する」と脅して金品や性的行為を要求される被害が多数発生している。
- オンラインゲームで知り合って被害にあう事例も多く、特に小学生の被害は、他の学職と比べオンラインゲームで知り合う割合が大きい。
ゲーム上のポイントやアイテム等を供与する約束をして子供に言い寄る事例もある。

SNSに起因する事犯の手口

CASE
2

男子→女子へ、軽い気持ちで送ったら……

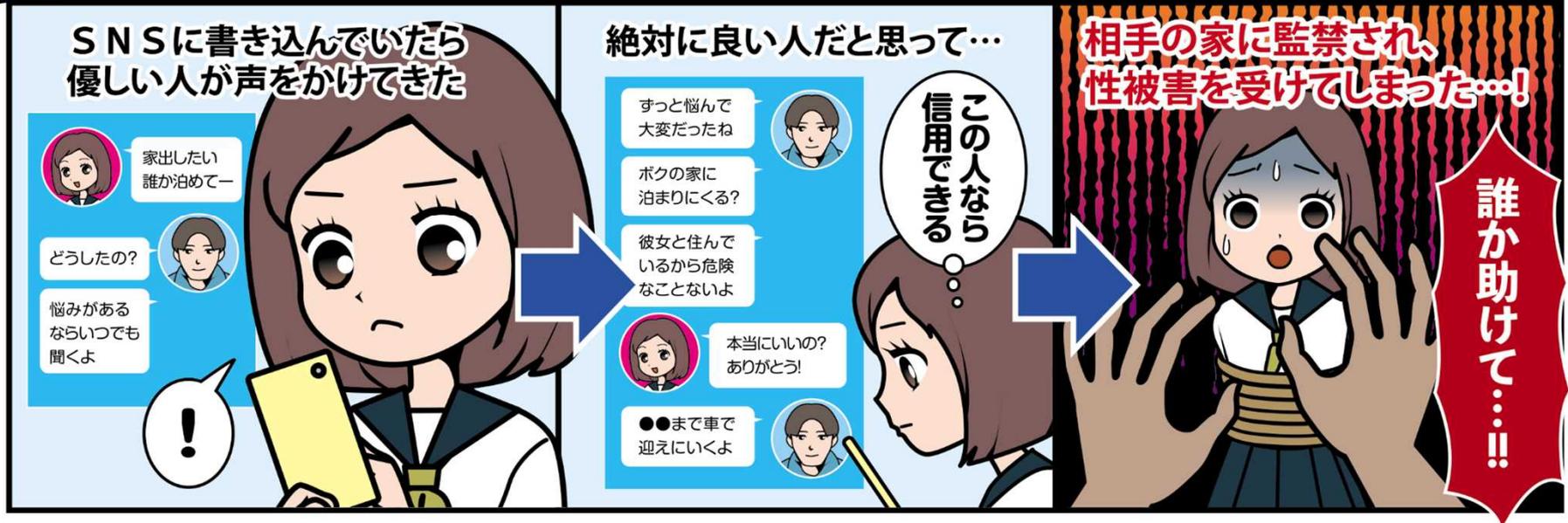


- 年齢や性別を偽った相手に言われるがまま、写真や個人情報を送ってしまい、最後まで相手を同性代の異性だと思い込んだまま、誰にも相談できず被害にあう事例も多い。
- 子供(特に男性)が、自分の裸の画像と引き換えに知り合った異性の画像を要求するなど、子供自身が加害者となる事例もある。

SNSに起因する事犯の手口

CASE
3

優しい人だと思ったら……



- SNSで知り合った相手による、児童買春や児童ポルノ事犯、面会要求等罪のほか、不同意性交等、略取誘拐などの重大な被害も発生している。
- SNSに起因して略取誘拐の被害にあう子供の数は年々増加しており、この要因として、面識のない人と会うことに対する警戒感の希薄さや、子供を信用させる手口の巧妙さが考えられる。

SNSに起因する事犯の検挙事例

取締りの強化と厳正な対応（令和5年中 SNSに起因する事犯の検挙事例）

① 女子小学生に対する児童ポルノ製造等事件

被疑者は(30代・男)は、SNSアプリの仮想空間上で「アバター」を使って知り合った女子児童(10歳)に服を脱ぐように要求し、タブレット端末で下半身を撮影させて、同画像をSNSを通じて送信させ、児童ポルノを製造した。

⇒ 不同意わいせつ及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

② 男子中学生に対する児童ポルノ製造等事件

被疑者(20代・男)は、SNSで女子中学生になりすまして男子中学生(14歳)を脅迫して、被疑者自身とわいせつな行為をする動画を送信するように要求し、カラオケ店内で同児童にわいせつ行為をしその行為を撮影させて、画像を男のスマートフォンに送信させ、児童ポルノを製造した。

⇒ 不同意性交等及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

SNSに起因する事犯の検挙事例

取締りの強化と厳正な対応（令和5年中 SNSに起因する事犯の検挙事例）

③ 女子中学生に対する児童買春等事件

被疑者(60代・男)は、女子中学生(14歳)に、SNSでメッセージを送信して面会を要求し、同児童と面会し現金を供与する約束をして、ホテルでわいせつな行為をした。

⇒ 16歳未満の者に対する面会要求等、
不同意性交等及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

④ 女子高校生に対する児童福祉法違反等事件

被疑者(40代・男)ら2人は、SNSを利用して女子高校生(15歳)を不特定多数の男性客にわいせつな行為をする従業員として勧誘し、ホテルでわいせつな行為をさせた。

⇒ 職業安定法違反及び児童福祉法違反で検挙



警察庁

National Police Agency

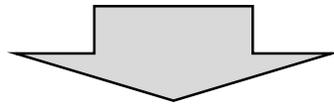
3. 子供を守るために

～ 家庭における子供との対話が大切 ～

心がザワザワしたら

被害にあう前に

- インターネット上の自分の安全を自分で守る（考え方）
- 情報モラル・インターネットリテラシー向上のためのルール作り
- 子供が、フィルタリングを「自分を守るためのツール」と認識して自ら使うように、「自分の安全を自分で守る」ことを教える。



はずかしい写真や動画を送れと言われた・・・

心がザワザワしたら

一人で悩まず、まず相談

【ザワザワ】

子供は「犯罪」を認識したり被害を打ち明けることが難しい場合があります。日頃からコミュニケーションをとり、子供の異変やSOSにいち早く気がつくことが大切です。

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html



心がザワザワしたら

被害にあいそうな時に

被害にあった時に

こどもが被害を打ち明けたときの対応

- まず、「話をしてくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝えてください。
そして、こどもの心に寄り添いながら話を信じて聞き、話を否定しないでください。
- 被害直後の場合は、すぐに警察などの相談機関に連絡してください。
(不適切な写真や動画を消去します。また、医療機関での感染症検査、証拠採取等が必要となる場合があります。)
- こどもに何度も繰り返し詳しく聞きすぎないでください。
(こどもに聞きすぎることが記憶に影響してしまう場合があります。
なるべく早く警察などの相談機関に相談してください。)



困ったときの相談窓口

ぴったり相談窓口

こどもの性被害などに関する
相談窓口を案内する Web サイト



「きくまる」が、あなたにぴったりの
相談窓口へのご案内をサポートします。

ハートさん
#8103

性犯罪被害相談電話

発信した地域を管轄する
都道府県警察の性犯罪
被害相談電話窓口につな
がります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」

はやくワンストップ
#8891

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力の被害に遭った方に、
医療的支援、相談・カウンセリングなど
の心理的支援、弁護士相談などの法的
支援、警察への同行支援などを行って
いる相談窓口です。

#9110

警察相談専用電話

最寄りの警察本部の
相談窓口につながります。



警察庁

National Police Agency